

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第 3 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第 1 条中「京都市高速鉄道旅客運賃条例」を「京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例」に改め、「本市」の右に「乗合自動車及び」を加え、「事業（以下「高速鉄道」という。）」を削り、「関して必要な事項」を「関し、必要な事項」に改め、「、旅客の利便性向上を図ることを目的」を「るもの」に改める。

第 2 条第 1 項中「高速鉄道」を「乗合自動車及び高速鉄道」に改め、同条第 2 項中「京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速運賃規程」という。）」を「京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車運賃規程」という。）及び京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速運賃規程」という。）」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「I C 証票で」の右に「乗合自動車及び」を加え、同項第 3 号中「から」の右に「乗合自動車及び」を加える。

第 4 条中「高速鉄道」を「乗合自動車及び高速鉄道」に改める。

第 5 条中「I C 証票による」を「高速運賃規程第 5 条の規定にかかわらず、高速鉄道において I C 証票を使用する」に改め、「高速鉄道において」を削る。

第 6 条第 1 項第 2 号中「入場駅において」を「他社局又は高速鉄道の入場駅において」に、「自動改札機」を「、自動改札機」に改め、「の列車」を削り、「乗り出したこと」を「乗り出す場合には、接続駅の通過」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号中「I C 証票は」を「高速鉄道を利用する場合において、I C 証票は」に改め、「乗車の目的で」を削り、「、自動改札機」を「自動改札機」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 乗合自動車における I C 証票の使用方法及び適用運賃

ア 自動車運賃規程第 2 条第 2 項に定める均一系統又は京都市交通局乗合自動車循環 1 号系統の運行に関する規程（以下「循環 1 号系統の運行に関する規程」という。）に定める循環 1 号系統を利用する場合においては、I C 証票は、旅客が降車

の際、降車口用カードリーダーに接触することにより、乗車区間に有効な片道普通券として使用することができる。この場合において、適用される運賃は、均一系統を利用する場合は、自動車運賃規程第8条第1項に定める運賃とし、循環1号系統を利用する場合は、循環1号系統の運行に関する規程第4条第1項に定める運賃とする。

イ 自動車運賃規程第2条第2項に定める調整系統又は深夜に運行する路線に関する規程に定める深夜バスの系統を利用する場合においては、IC証票は、旅客が乗車の際、乗車口用カードリーダーに接触し、降車の際、降車口用カードリーダーに接触することにより、乗車区間に有効な片道普通券として使用することができる。この場合において、適用される運賃は、調整系統を利用する場合は、自動車運賃規程第8条第2項に定める運賃とし、深夜バスの系統を利用する場合は、深夜バスに運行する路線に関する規程第4条に定める運賃とする。

第7条中「という。）を」の右に「乗合自動車及び」を加える。

第8条第1項第1号中「当該」を「乗車」に改め、同項第2号中「入場後は」を「高速鉄道においては、入場後」に改め、同項第3号中「途中下車」を「高速鉄道においては、途中下車」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 乗合自動車においては、使用者が事前に乗務員に申し出ることにより、記名人式IC証票においては記名人本人、持参人式IC証票においては持参する者が、当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括して支払うことができる。

第11条の見出し中「入出場」を「降車及び入出場」に改め、同条第1項中「入出場又は降車」を「降車又は入出場」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) IC証票の破損、降車口用カードリーダー又は自動改札機の故障又は停電等やむを得ない事情によりIC証票の処理ができないとき。
- (2) 入場駅において自動改札機による改札を受けたIC証票を出場時に使用しなかった場合で、当該IC証票により再び入場しようとするとき。
- (3) IC証票により乗車以外の目的で駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき。

第12条中「IC証票により」の右に「乗合自動車及び」を加える。

第13条の見出し中「適用される」の右に「ポストペイ」を加え、同条中「ポストペイにおける」を削り、「確定時期は」の右に「、乗合自動車においては、旅客の運送が完了し旅客が降車する時、高速鉄道においては」を加える。

第14条の見出し中「運賃」を「ポストペイ運賃」に改める。

第15条の見出し中「の確定及び請求」を削り、同条第1項中「内における運賃の総額に所定の割引を適用した運賃」を「に、同一のポストペイ式IC証票で、乗合自動車及び高速鉄道を利用した運賃の合計額に対し、別表第2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて得た金額（円未満は切り捨てる。）の合計額とする。

なお、第8条第1項第4号の規定により、記名人本人が一括して支払った同伴する旅客の運賃は、逓減率を乗じないもの」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるポストペイ運賃の計算において、別途管理者が定める特別の運送条件を付した逓減率を適用することができる。

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

第18条第1項中「ポストペイにより」の右に「乗合自動車及び」を加え、同条第2項中「終了」を削り、「IC証票により」の右に「乗合自動車及び」を加える。

第19条中「他人」を「、記名人以外の旅客」に改め、「使用して」の右に「乗合自動車又は高速鉄道に」を、「当該IC証票」の右に「の」を加える。

第20条中「、降車駅」を「、乗合自動車においては、旅客の運送が完了し旅客が降車する時、高速鉄道においては、旅客の運送が完了し旅客が降車駅」に、「当該乗車」を「、当該乗車」に改める。

第22条中「プリペイド式」を「、プリペイド式」に改める。

第25条第2項中「定めるところにより」の右に「、乗合自動車においては、降車時に降車口用カードリーダーを使用する際に、高速鉄道においては」を加え、「自動的」を「、自動的」に、「この」を「当該」に改める。

第27条第1項中「徴収する額は」の右に「、乗合自動車においては、自動車運賃規程第65条第2項の規定を、高速鉄道においては」を、「第96条」の右に「第1項」を加える。

別表第1中「当局線」を「乗合自動車及び高速鉄道」に改める。

別表第2中「第17条関係」を「第15条関係」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の京都市交通局IC取扱規程の規定は、平成

26年12月24日から適用する。

(交通局営業推進室)